



鳥取県公報

平成 18 年 11 月 24 日(金)
第 7 8 4 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (839) (障害福祉課) 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (840) (〃) 2
◇ 教委告示	平成 19 年度鳥取県立高等学校専攻課入学者選抜実施要項 (18) (高等学校課) 3
◇ 人委規則	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (39) (任用課) 4
◇ 公 告	准看護師試験の実施 (医務薬事課) 5
	平成 18 年度鳥取県警察官採用試験 (大学卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) 6

告 示

鳥取県告示第 839 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年鳥取県規則第 17 号）第 3 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
内科	呼吸器機能障害	小谷 昌広	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
外科	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害	柴田 俊輔	〃
〃	〃	山口 由美	〃
〃	〃	山代 豊	〃
〃	〃	池田 光之	〃
眼科	視覚障害	金田 周三	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
神経内科	音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由障害	甲斐 太	米子市皆生新田一丁目 8 - 1 山陰労災病院
〃	肢体不自由障害	吉本 祐子	米子市車尾四丁目17-1 独立行政法人国立病院機構 米子医療センター
心臓血管外科	心臓機能障害	西村 元延	米子市西町36-1 国立大学法人鳥取大学医学部附 属病院

鳥取県告示第 840 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第 69 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
松浦 健	米子市長砂町 53-2	K+n 矯正歯科	米子市長砂町 53-2	育成医療 更生医療 (歯科矯正)	平成 18 年 11 月 1 日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第 18 号

平成 19 年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成 18 年 11 月 24 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

平成 19 年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取県立鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目 210	50 人
鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町 801	70 人
鳥取県立米子東高等学校	米子市勝田町 1	50 人

2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 69 条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、次の書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはり付けたもの

(イ) 出身高等学校の校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

イ 各募集高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

(2) 出願期間

持参による場合は、平成 19 年 4 月 2 日（月）から同月 4 日（水）までとし、郵送による場合は、簡易書留とし、同月 3 日（火）までの消印のあるものに限る。

(3) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 受付場所

各募集高等学校

4 入学者選抜の方法

入学志願者の提出した書類の審査及び学力検査の結果を総合して行う。

5 学力検査の日時等

(1) 日時

平成 19 年 4 月 10 日 (火) 午前 9 時から (午前 8 時 30 分までに集合すること。)

(2) 場所

各募集高等学校

(3) 学力検査の教科

国語 (国語総合、現代文及び古典)、数学 (数学 I・数学 A 及び数学 II・数学 B) 及び英語 (英語 I 及び英語 II) とする。

なお、平成 17 年 3 月以前に高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者その他の旧教育課程の履修者についての移行措置は、実施しない。

6 合格者の発表

平成 19 年 4 月 13 日 (金) 正午に各募集高等学校において合格者の受検番号を掲示する。

7 入学者選抜の結果の開示

入学者選抜の結果については、鳥取県個人情報保護条例 (平成 11 年鳥取県条例第 3 号) 第 19 条第 1 項の規定により、口頭で開示を請求することができる。なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、学生証等写真により本人が確認できるものを持参の上、受検者本人が直接各募集高等学校へ請求すること。

(1) 開示請求ができる期間

平成 19 年 4 月 13 日 (金) から 1 月間

(2) 開示する場所

各募集高等学校

8 注意事項

(1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

(2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。

9 参考事項

(1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。

国語、数学、外国語 (英語)、理科、地理歴史、公民及び保健体育

(2) 専攻科の修業年限は、1 年とする。

(3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、各募集高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 11 月 24 日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第 39 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則 (昭和 27 年鳥取県人事委員会規則第 11 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
<p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職</u></p> <p>2 略</p>	<p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成 18 年 11 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数
保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年 ^{文部省} 令第1号。以下「省令」という。) ^{厚生省} の規定による教育の内容に基づく試験	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護	150 問

2 試験の日時

平成 19 年 2 月 15 日(木) 午後 1 時から午後 3 時 30 分まで

3 試験の場所

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁講堂

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 省令第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年以上看護に関する学科を修めた者(平成19年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。)
- (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(平成19年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。)
- (3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になる

のに必要な学科を修めた者（平成 19 年 3 月 31 日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）

(4) 省令第 4 条の基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成 19 年 3 月 31 日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）

(5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成 19 年 1 月 4 日（木）から同月 9 日（火）まで

なお、郵送による場合は、平成 19 年 1 月 9 日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県福祉保健部医務薬事課（持参又は郵送によること。）

7 受験願書の添付書類

(1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成 19 年 3 月 31 日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合、同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。）

(2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面

(3) 写真（出願前 6 月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦 6 センチメートル横 4 センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

なお、その写真が本人のものに相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書とする。

なお、郵送により提出する場合は、当該身分証明書は簡易書留郵便により後日返送するので、440 円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。）を添付すること。

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合は、収入証紙の購入等について当課に相談すること。

9 合格者の発表等

(1) 平成 19 年 3 月 12 日（月）午前 9 時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎 1 階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

(2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）の規定に基づき、開示する。

10 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務薬事課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、80 円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医務薬事課（電話 0857-26-7190）に照会すること。

職員に関する規則（昭和 27 年鳥取県人事委員会規則第 11 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 24 日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

1 試験の名称

平成 18 年度鳥取県警察官採用試験（大学卒業程度）

2 試験の区分、採用予定者数及び採用予定時期

試験の区分	採用予定者数	採用予定時期
警察官（男性）	10名程度	平成 19 年 4 月 1 日

（注）採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表 2 級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 201,300 円のほか諸手当が支給される。

なお、給与については、現在、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成 17 年鳥取県条例第 44 号）第 7 条の規定による減額措置をしており、減額後の給料月額は 195,261 円である。

5 受験資格

昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 60 年 4 月 1 日までに生まれた者とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第 1 次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式）

(2) 試験期日

平成 18 年 12 月 24 日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目 220

7 第 2 次試験

(1) 試験種目

論文試験、人物試験（集団討論及び個別面接）、適性検査及び身体検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準
身 長	おおむね 160 センチメートル以上であること。
体 重	おおむね 47 キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね 78 センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも、裸眼視力が 0.6 以上又は矯正視力が 1.0 以上であること。
色 覚	正常であること。
聴 力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。

(2) 試験期日

平成 19 年 2 月 1 日（木）から同月 2 日（金）まで

(3) 試験場所

鳥取県警察学校 鳥取市伏野 46-5

8 合格者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 19 年 1 月 18 日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット

ト上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成 19 年 2 月 20 日（火）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第 2 次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（最終合格者の発表）の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 19 年 4 月 1 日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵送又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成 18 年 12 月 1 日（金）から同月 14 日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 18 年 12 月 14 日（木）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成 18 年 12 月 1 日（金）午前 0 時から同月 14 日（木）午後 12 時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553 電子メール jinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第 2 次試験及び最終合格者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90 円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第 1 次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第 2 次試験及び最終合格者の発表等に関する手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。